

「ことば：3）ILO中核的労働基準」（10ページ）に下記の太字部分を加えてくださるようお願いいたします。

ILOが定める国際労働基準のうち、「結社の自由及び団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の排除」「**安全で健康的な労働環境**」に関する**10条約と1つの議定書**の内容が、グローバル化の進んだ現代世界で最低限守られるべき基準として「中核的労働基準」と言われます。1998年のILO第86回総会で採択された「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定式化されました。日本は批准していない条約もありますが、同宣言では、「加盟国であるという事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、かつ実現する義務を負う」とされています。ビジネスと人権に関する指導原則は、企業が人権尊重責任を果たす際に、最低限依拠する基準として、世界人権宣言、国際人権規約とともに、このILO中核的労働基準を挙げています。

ILO（国際労働機関）は2022年6月の総会で、「安全で健康的な労働環境」を中核的労働基準に加えました。

世界で労働災害による死者は2019年時点で年間約33万人、労働が要因で発症または悪化した疾病による死者は約260万人であったとILOは推計しています。「安全で健康的な労働環境」は極めて重要な課題です。日本でも「労働安全衛生」は以前から大きな課題でした。

「安全で健康的な労働環境」を構成する2つの条約のうち「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）」では、「健康」を次のように定義しています。

「就業に関連し、疾病にかかっておらず又は病弱でないことをいうのみならず、健康に影響を及ぼす身体的又は精神的な要素であって就業中の安全及び衛生に直接関連するものを含む。」（第3条）

「ILO中核的労働基準」について、詳しくはヒューライツ大阪ウェブサイトをご覧ください。▶▶▶



Section 2 : 「労働」～働く人の人権～

企業が最低限遵守すべき基準はILO中核的労働基準です。

【ILO中核的労働基準】

- 強制労働の禁止
- 児童労働の実効的な廃止
- 雇用と職業における差別の排除
- 結社の自由及び団体交渉権
- 安全で健康的な労働環境

- 労働の現場では、労働者の人権をめぐるさまざまな課題があります。「ビジネスと人権」で重要なのは、これらの課題を働く人の人権の視点から考えることです。
- 企業が人権尊重責任を果たす上で最低限の基準として遵守が求められるのが、「強制労働」「児童労働」「雇用と職業における差別」「結社の自由と団体交渉権」を含むILO中核的労働基準です。
- さらに「安全で健康的な労働環境」が追加されました。

読む

（ヒューライツ大阪「人を大切に」eラーニング版 Section2の画面から）

「人を大切に」eラーニング版についてはこちらをご覧ください。▶▶▶

